

修正案についての説明

項目	ガイドラインの構成について
説明	・ 第8回検討委員会でのご意見を受け、以下のとおり構成を整理しなおした。 ①浜松市立中学校における「学校に着ていく服」<u>ガイドライン</u> - 対象：「学校に着ていく服」に関係する子供・大人 - 目的：「学校に着ていく服」の理念や方向性を広く周知し理解を深める ②「学校に着ていく服」の運用方針検討<u>マニュアル</u> - 対象：小中学校の教職員 - 目的：各学校が生徒主体で運用方針を検討するための手順を示す ・ <u>ガイドライン</u>については、第9回検討委員会（書面開催）でご意見をいただいた後、ご意見を踏まえて修正を加え、令和8年度初旬の完成を目指す。 ・ <u>マニュアル</u>については、ガイドライン完成後に改めて作成する。

ページ	2 ページ
項目	1 はじめに
説明	・ 浜松トランスジェンダー研究会の鈴木代表からご提案いただいた文書を参考に、「学校に着ていく服」の重要な視点について明確に記載した。 ➢ 制服に人権や多様性の点で課題があるという認識から「学校に着ていく服」という考えが生まれたこと ➢ 「学校に着ていく服」の導入は一部への生徒への配慮ではなく、全ての生徒のためであること ➢ 周りの大人が「学校に着ていく服」を理解し、生徒の選択に寄り添い支えていくこと

ページ	3 ページ
項目	2 ガイドラインについて
修正案	(1) 目的 ・ 対象を教職員に限定するのではなく、「学校に着ていく服」に関係する子供や大人への周知を目的とする。 (2) 用語の定義 ・ 用語の定義を明確に示した。 ・ 「児童」を小学4年生以上としたのは、制服に対するアンケート調査を小学4年生から6年生に実施したため。 (3) 「学校に着ていく服」の定義 ・ 校内着・体操服については、制服と同様に「学校で指定された服装」として定義した。 ・ イメージ図の中で、「制服」「校内着・体操服」「標準服」「自由服(私服)」は同じ大きさ・フォント・サイズで並列に扱うように修正した。 ・ 欄外に「標準服」の補足説明を追加した。

ページ	4～8ページ
項目	3 中学校の制服を取り巻く課題
修正案	・素案では「『学校に着ていく服』の導入の必要性」としていたが、「中学校の制服を取り巻く課題」に変更し、以下の3つの観点で整理しなおした。 ➢ 人権と多様性 ➢ 機能性と快適性 ➢ 保護者の経済的負担 ・課題の参考資料として、文科省・公正取引委員会の通知、制服に関するアンケート調査の結果概要を掲載した。

ページ	9ページ
項目	4 「学校に着ていく服」で目指すこと
修正案	・「目指す方向性」⇒「基本的な方向性」に変更した。 ・「理念」と「基本的な方向性」について共通理解を図るため、説明文を追記した。 ・欄外に「運用方針」の補足説明を追加した。

ページ	10～13ページ
項目	5 「学校に着ていく服」の推進に向けて
修正案	(1) 関係者に求められる役割 ・「学校に着ていく服」を推進していくために、各関係者が何をすればよいかを明確に示した。 (2) ロードマップ ・関係者に求められる役割を、4つの項目と Step(段階)で整理し、ロードマップの形式で示すことで、いつの段階で何をすればよいかをイメージしやすくした。

ページ	14ページ
項目	6 「学校に着ていく服」に関するQ&A
修正案	・「学校に着ていく服」に関して想定されるQ&Aを掲載した。

(修正案)

浜松市立中学校における
「学校に着ていく服」ガイドライン

2026年〇月

浜松市教育委員会

目 次

1	はじめに	2
2	ガイドラインについて	
	（1）目的	3
	（2）用語の定義	3
	（3）「学校に着ていく服」の定義	3
3	中学校の制服を取り巻く課題	4
	（1）人権と多様性	4
	（2）機能性と快適性	4
	（3）保護者の経済的負担	4
	【参考】文部科学省・公正取引委員会通知	5
	【参考】2023年度 制服に関するアンケート調査 結果概要	6
4	「学校に着ていく服」で目指すこと	9
	（1）理念	9
	（2）基本的な方向性	9
5	「学校に着ていく服」の推進に向けて	10
	（1）関係者に求められる役割	10
	【参考】児童の権利に関する条約・こども基本法	12
	（2）ロードマップ	13
6	「学校に着ていく服」に関するQ&A	14

1 はじめに

浜松市教育委員会では、令和5年6月に「浜松市立中学校における制服のあり方検討委員会」を立ち上げました。そして、制服について議論するなかで、既存の制服やルールの中に人権などの課題があるということが確認され、それをどのように改善していくかという視点で話し合いを行ってきました。

子供(※1)には、誰からも差別されず、幸福を追求し生きる権利、そして自分の意見を社会に表明し、それを尊重される権利があります。

- ◆ トランスジェンダーの子供（出生時に割り当てられた性別と性自認や生活している性別が違う子供）が、性自認に基づいた服で生活すること
- ◆ 外国にルーツを持つ子供が、その国や民族に基づくアイデンティティに服で生活すること
- ◆ 肌が弱かったり過敏だったりする子供が、痛くない痒くない素材やデザインの服で生活すること
- ◆ 暑がりや寒がりな子供が、自分の感覚に合わせて服を脱いだり着たりできること

このように、自分が着る服を自分自身で選択することは、「全ての子供」の大切な権利であり、主体性を育むことにもつながります。「全ての子供」が、自分が着る服を他人から決められ強制されて苦しむことがないよう、個人の選択が周りから最大限尊重されるようにしていく必要があります。

もちろん、この「全ての子供」には、服に悩みや不安を抱えている子供だけではなく、「今日着る服で悩みたくない」「みんなと同じがいい」「自分の学校の制服が好き」という子供も含まれています。

また、人権や多様性を尊重しながら、学校という場での時間や場面に応じた服装について考えることは、これから社会に出て行く子供たちに必要な経験であると考えます。

こうしたことから、検討委員会の名称を変更(※2)し、全ての生徒が安心して学校生活を送ることができる服装の選択肢を増やすという方向性のもと、「学校に着ていく服(※3)」のあり方を検討してきました。

本ガイドラインを通して、「『学校に着ていく服』の選択は、生徒の権利である」ということを、生徒はもちろん、これから「学校に着ていく服」を選択することになる児童、教職員、保護者、地域、事業者、教育委員会などが正しく理解し、生徒一人一人の主体的な選択を尊重し支えていくことを目指します。

※1 本ガイドラインでは、法令に根拠がある語や固有名詞を用いる場合を除き、「子供」という表記を用いる

※2 令和6年8月に「浜松市立中学校における『学校に着ていく服』のあり方検討委員会」へ名称変更

※3 「学校に着ていく服」の定義は、3ページを参照

2 ガイドラインについて

(1) 目的

本ガイドラインは、これまで検討を進めてきた「学校に着ていく服」について、多くの皆さんに知っていただき、理解を深めていただくことを目的としています。

(2) 用語の定義

本ガイドラインでは、以下のように定義します。

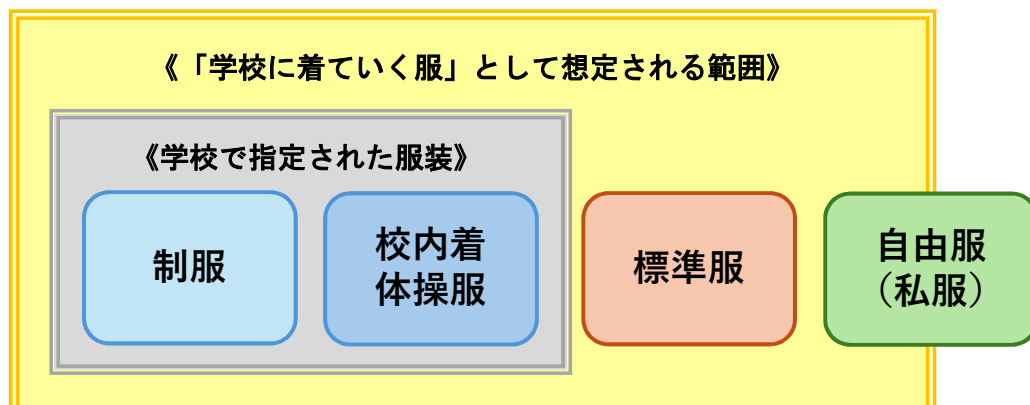
- (ア) 生 徒…市立中学校(以下「中学校」という。)に在籍する子供
- (イ) 児 童…市立小学校(以下「小学校」という。)に在籍する4年生以上の子供
- (ウ) 教職員…市立小中学校(以下「小中学校」という。)に勤務する教職員
- (エ) 保護者…児童・生徒の保護者
- (オ) 地 域…教職員や保護者を除く、児童・生徒を取り巻く全ての人・団体
- (カ) 事業者…市立中学校の制服を製造・販売する企業・店舗
- (キ) 関係者…(ア)～(カ)と市教育委員会

(3) 「学校に着ていく服」の定義

生徒が登下校や教育活動の場において着用する服装

イメージ図にあるように、制服(学生服やセーラー服、ブレザー)や校内着(ジャージ)、体操服といった各学校で指定された服装、標準服(※4)、自由服(私服)などが「学校に着ていく服」として想定されます。

【「学校に着ていく服」のイメージ図】



※4 学校で着用することが望ましい服装。学校から推奨する色や形は示されるが、着用の強制力がなく、コーディネートの高自由度が高い。近年、機能性や多様性、保護者の経済的負担軽減の観点から、どの学校でも着用可能な標準服(ブレザータイプ)を導入する自治体が増えている

3 中学校の制服を取り巻く課題

「学校に着ていく服」の検討に至った背景には、中学校の制服を取り巻く様々な課題があります。児童・生徒や保護者へのアンケート調査の結果(※5)や検討委員会有識者のご意見から、以下の課題が見えてきました。

(1) 人権と多様性

中学校の制服は必要・大切と思っている生徒や保護者がいる一方で、制服のデザインや素材、着用ルールが心理的・身体的な負担となっている生徒や保護者が大勢いることが分かりました。

- ・ 出生時に割り当てられた性別に紐づいた制服(男子は学生服、女子はセーラー服)を着なくてはならない。
- ・ デザインや素材が苦痛(痛い・痒いなど)で、制服を着ることができない(そのため学校に行けない)。
- ・ 制服を着られない場合、別の服装を着るためには学校の許可が必要。
- ・ 制服を着る意味が分からない(説明されていない)。 など

制服によって苦痛や不満を感じる、我慢を強いられることは、人権と多様性の面で大きな課題であると言えます。

(2) 機能性と快適性

コロナ禍を経て、制服の機能性や快適性を重視する意識はより一層高まっています。アンケート調査の「制服の悪い点」を問う項目でも、「動きにくい」「暑さや寒さに対応していない」「洗濯・手入れがしにくい」という意見が多数挙げられています。

こうしたことから、近年の猛暑や冬の寒さへの対応として、制服ではなく校内着(ジャージ)での登下校を行っている学校も多く見受けられます。

(3) 保護者の経済的負担

制服一式を新調すると4万円以上かかることもあり、保護者にとって大きな負担となっています。アンケート調査の「制服の悪い点」を問う項目でも、保護者は「制服の値段が高い」という回答が一番多い状況でした。

制服の価格高騰は全国的な課題であり、文部科学省や公正取引委員会からは、制服の選定や見直しを行う際に保護者の意見を聴取すること、制服の販売価格低減につながる取組を進めることが通知(※6)されています。

※5 アンケート調査の結果概要は、6～8ページを参照

※6 文部科学省、公正取引委員会の通知等は、5ページを参照

学校における通学用服等の学用品等の適切な取扱いについて(文部科学省)

ア 保護者の負担軽減について

- ✓ 学校及び教育委員会は、通学用服等の学用品等の購入について、保護者等の経済的負担が過重なものとならないよう留意すること。
- ✓ 教育委員会は、保護者等ができる限り安価で良質な学用品等を購入できるよう、所管の学校における取組を促すとともに、各学校における取組内容の把握に努めること。

イ 通学用服の選定等について

- ✓ 学校における通学用服の選定や見直しについては、最終的には校長の権限において適切に判断すべき事柄であるが、その選定や見直しを行う場合は、保護者等学校関係者からの意見を聴取した上で決定することが望ましいこと。
- ✓ 教育委員会は、所管の学校において通学用服の選定や見直しが適切に行われるよう、必要に応じて指導を行うこと。

学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減について〈通知〉(文部科学省HP)



制服の販売価格低減につながる取組(公正取引委員会)

ア 公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書(2017年11月公表)

- ✓ 制服メーカー間や販売店間の競争を促すことは、安価で良質な制服が提供される可能性を高めることとなるため、コンペ等の方法で制服メーカーや指定販売店等を選ぶこと
- ✓ 指定販売店を増やすことは、制服の購入窓口の増加を通じて、より好ましい取引環境を作り出すこととなるため、参入希望を受け入れるなどにより指定販売店を増やすこと
- ✓ 制服の販売価格への関与する場合には、
 - ・ コンペ等において制服メーカーに求める提示価格を卸売価格にすること
 - ・ コンペの参加要件の基準として、既存の制服又は他の学校の制服の販売価格と同程度以下の想定販売額を提示できることを定めること
 - ・ コンペにおいて、新制服の販売価格を既存の制服の販売価格以下の価格にするよう要望すること

イ 学校制服の取引実態に関する事後検証報告書(2023年10月公表)

- ✓ 制服メーカー間及び販売店等の競争が有効に機能するよう、平成29年報告書の提言事項の実施を引き続き進めていくことが有効。
- ✓ 販売店による価格カルテルを誘発しないため、指定販売店への依頼等が販売価格についての情報交換の契機とならないようにすることが重要。
- ✓ 学校制服以外の学用品についても、販売店やメーカーを指定する慣行がある場合は、同様の取組によって価格低下が期待できる。

公立中学校における制服の取引実態に関する調査について(公正取引委員会HP)



学校制服の取引実態に関する事後検証報告書について(公正取引委員会HP)



【参考】2023年度 制服に関するアンケート調査 結果概要

制服に関するアンケート
調査報告書
(浜松市公式HP)



《調査期間》2023年9月15日～10月16日

《回答者数》市立小学校児童：19,904人(95.8%)、市立中学校生徒：16,708人(83.2%)

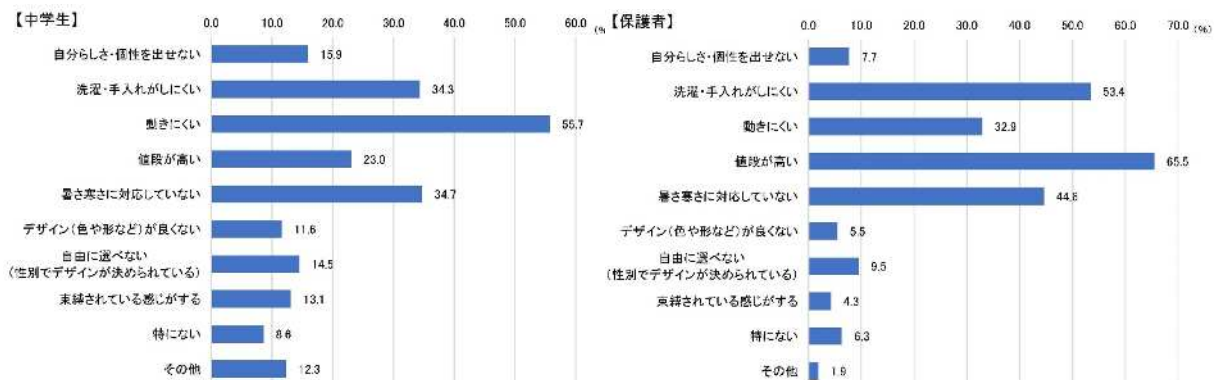
対象児童生徒保護者：23,095人(56.5%)

問：あなたが思う「制服の良い点」について（3つまで選択可）



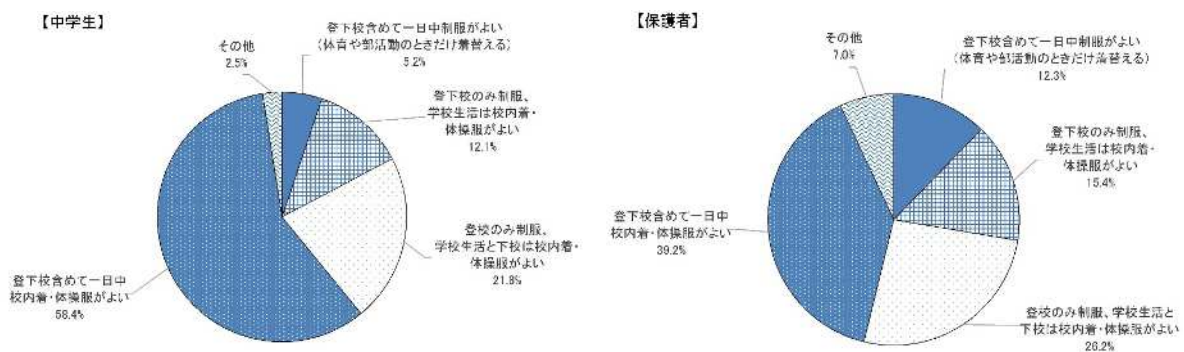
- ◆中学生は「中学生らしく見える」が最も多く、次いで「毎日着る服に悩まなくていい」となっています。
- ◆保護者は「毎日着る服に悩まなくていい」が最も多く、次いで「服で人との差が出ない」となっています。

問：あなたが思う「制服の悪い点」について（3つまで選択可）



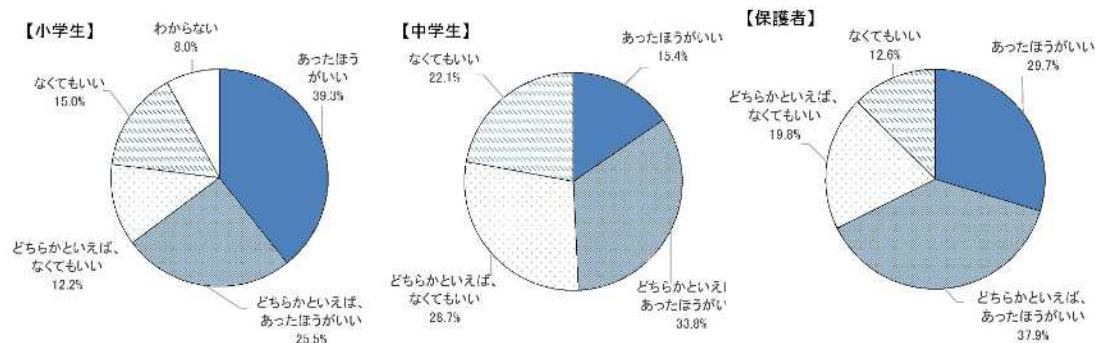
- ◆中学生は「動きにくい」が最も多く、次いで「暑さ寒さに対応していない」となっています。
- ◆保護者は「値段が高い」が最も多く、次いで「洗濯・手入れがしにくい」となっています。

問：制服の着用についてどう思うか



- ◆中学生と保護者ともに、「登下校を含めて一日中校内衣・体操服がよい」が最も多くなっています。

問：中学校の制服についてどう思うか



◆ 肯定的な回答割合（あったほうがいい、どちらかといえばあったほうがいい）が、小学生と保護者は約6割となっていますが、中学生は約5割となっています

問：どんな制服を着たいと思うか



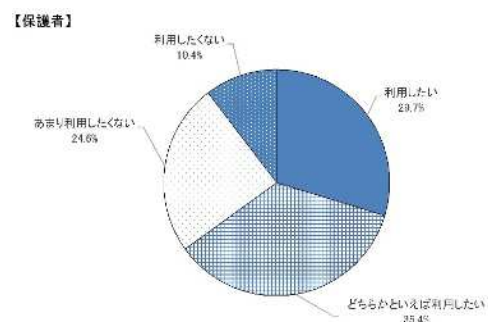
◆ 小学生と中学生ともに、「着やすく動きやすい」が最も多く、次いで「暑さ寒さに対応している」となっています。

問：子供にどんな制服を着させたいと思うか



◆ 保護者では、「洗濯・手入れがしやすい」が最も多く、次いで「着やすく動きやすい」となっています。また、「値段が安い」が4割を超えています。

問：制服のリユース(再利用)を利用したいと思うか



◆ 利用を希望する保護者（利用したい、どちらかといえば利用したいと回答）が65.1%となっています。

【小学生】意見数 3,357 件

- ・ 制服は太って見えると言っていたので、いじめられそうところが不安
- ・ 義務教育なので無償で配ってほしい
- ・ 3年間同じ服を着るなんていやだ
- ・ あまりスカートを着ていないから少し恥ずかしい
- ・ もっと制服や髪型の校則を自由にしてほしい
- ・ 制服でも私服でも人の服装について何か言うのはやめてほしい
- ・ 女子は女子の制服、男子は男子の制服という考え方が間違っていると思う
- ・ 制服は中学生や高校生だけではなく、小学生にもあっていいと思う
- ・ 制服も女子はスラックスでもスカートでも良いという動きになっているが、男子がスカート というのはあまり聞かない。女子はたくさん選択肢があるのに、男子は少ないというのはおかしいと思う
- ・ 制服を着る意味について知りたい。みんな同じで服で個性を無くす意味が分からない
- ・ 男子用の制服を女子が着ていることや、女子用の制服を男子が着ていることを差別しないでほしい

【中学生】意見数 3,595 件

- ・ 「制服を着なければならぬ」ではなく「自分自身で決める」ことが大切だと思う
- ・ 男女で制服に差ができてるのはジェンダーレスの今の時代に適していない
- ・ 転校を考えたときに買いたくないならいいので、私服や制服の統一をはかったほうがいい
- ・ 制服を着させたいなら、着る意味についてちゃんと説明したほうがいいと思う
- ・ 学校で制服を脱ぐと日によっては置いておく場所がない
- ・ 制服は統一感が出るが、男女デザインが違うことによって身体は男性でも心は女性という人は苦しいのではない
- ・ 制服は無くすべきだと思うが、制服を着たいという意見が多数だった場合には、着ても着なくても良いという形をとってほしい
- ・ 制服はいらないが、学校の中でおしゃれをするのは面倒なので、校内服はあったほうがいい
- ・ 制服は学生らしいし、人生のなかでも制服を着ることは貴重な経験だと思う。着る手間や気温などに対応した制服になれば着たい
- ・ 制服は日本の文化でもあるのでなくすのはもったいない。月に一度私服で着ても良い日など 決めることでモチベーションが上がる子がいると思う

【保護者】意見数 6,028 件

- ・ 子供は制服を着ることを楽しみにしている。朝の着替えでモチベーションが上がったり、頭の入り替えに役立ったりしていると思う
- ・ 安くでもすぐにダメになるものは、帰って経済的によくない。制服＝経済的負担が大きいという風潮や報道もどうかと思う
- ・ 今の子供は「TPO を考えて服装を選ぶ」ということが減ってきたように思う。各種儀礼や校外での活動などで「その場に合わせる意識」を持つためにも、制服はあったほうがいいのではないかと思い直した
- ・ 制服に限らず持ち物等なんでもみな同じもので揃えるのは日本の古き悪しき習慣だと思う。個性・多様性を認めてもっと子供たちに選択の自由をもたせてほしい
- ・ 制服でも私服でも体操服でも、他者の学びを尊重できる衣服であれば、自分の着たいものを着て社会に貢献できる生きる力を学ぶことが大切だと考える
- ・ 制服着用の決まりがあるのならば、体育や掃除以外はなぜ制服ではないのかが疑問である
- ・ 「制服を着れば他の子と差異がなくなるから生きやすい」というのはよく聞かすが、子供によって感じ方は異なると思う。だから「選べること」がとても大事である。
- ・ 学校で体操服に着替える理由が分からない。着る機会が少なく非経済的である
- ・ 制服があるのであれば、授業中は基本的に制服で過ごすのが良いと思う。そのために毎日着る制服がもっと安価で洗い替えを用意しやすいこと、家庭で洗濯がしやすいことが必須
- ・ 服装を統一することは、各家庭の経済状況等を明るみにしないという観点からはとてもいいと思う
- ・ 制服を着なければならぬなら中学校へ行きたくないと言っている。制服が強制でなくなるなど、一つでも学校へ行くことの負担がなくなればと思う
- ・ 私服になった場合、洋服で競い合ったり、貧富の差が出てしまったりすることは問題であり、いじめの原因になる可能性は大きいと思う

4 「学校に着ていく服」で目指すこと

「学校に着ていく服」で目指すことを明確にするため、理念と基本的な方向性を定めました。

理念と基本的な方向性のもとに「学校に着ていく服」を推進していくことによって、「生徒一人一人の人権と多様性が尊重された安全・安心な学校づくり」にもつながると考えています。

(1) 理念

全ての生徒が安心できる「学校に着ていく服」の実現

- ・制服に悩みや不安をもっている生徒への特別な配慮・思いやりではなく、子供の人権を土台として、全ての生徒が安心して学校生活を送ることができる「学校に着ていく服」の実現を目指します。

(2) 基本的な方向性

- ① 「学校に着ていく服」によって、全ての生徒が安心して学校に着ていくことができる服の選択肢を増やします。
- ② 「学校に着ていく服」の各中学校における運用方針を、生徒主体で検討します。※校則と同様に最終的な決定は校長が行います。
- ③ 「学校に着ていく服」は、個人が選択するものであり、他の人から強制されたり、阻害されたりしません。
- ④ 子供の成長を支える大人たちは、一人一人の「学校に着ていく服」の選択に寄り添い、支援します。
- ⑤ 「学校に着ていく服」を通して、自分がかけがえのない個人であること、他の人も大切な個人であることを実感できるようにします。

- ・現在の制服も含めた多様な服の選択肢を増やすことを目指すものです。
- ・制服を変えること、一つの新しい服を決めること、制服をなくすことが目的ではありません。
- ・「学校に着ていく服」の運用方針(※7)は、各中学校で決めることとなります。その内容については、生徒が中心となって考えます。
- ・「学校に着ていく服」は、個人が選ぶものです。着る服を勝手に決められたり、自分が選んだ服を非難されたりすることは、絶対にあってはならないことです。
- ・教職員や保護者、地域、事業者、教育委員会は、生徒一人一人が選んだ服を尊重しながら、安心して学校に着ていくことができるように支えます。
- ・生徒が、自分の選んだ服を安心して着ることができる体験を通して、自分が尊重されていると実感し、それによって他の人も自分と同じように大切な存在だと実感できるように取り組みます。

※7 「学校に着ていく服」として取り入れる服の種類や着用のきまりなど、「学校に着ていく服」を運用していくための考え方

5 「学校に着ていく服」の推進に向けて

(1) 関係者に求められる役割

(ア)共通の役割

- ・人権や多様性、児童の権利に関する条約、こども基本法(※8)などについて理解を深めます。
- ・「学校に着ていく服」の理念や目指す方向性について理解を深めます。

(イ)それぞれの役割

①生 徒

- ・現在の制服に対する思いや考えを整理し、自分の「学校に着ていく服」について考えます。
- ・生徒主体で運用方針を検討することの意義や運用方針を検討する際に留意することを理解します。
- ・自分の学校の運用方針を検討し、学校(校長)へ提案します。
- ・運用方針を導入して終わりではなく、見直しの必要性がないかを考えます。
- ・自分や他の人の「学校に着ていく服」の選択を尊重します。

②児 童

- ・中学校進学に向けて、制服に対する思いや考えを整理し、自分の「学校に着ていく服」について考えます。
- ・自分が進学する中学校の「学校に着ていく服」の運用方針について理解を深めます。

③教職員

《小中学校共通》

- ・生徒指導提要(※9)の児童生徒の権利の理解、校則の運用・見直しの事項に基づき取り組みます。
- ・児童生徒が人権や多様性、子供の権利について学ぶ機会を設定します。
- ・児童生徒の制服や「学校に着ていく服」に対する思いや考えを理解します。
- ・児童生徒の「学校に着ていく服」の主体的な選択を尊重して寄り添います。

《中学校》

- ・生徒が「学校に着ていく服」について考える機会を設定します。
- ・生徒主体による運用方針の検討を伴走支援します。

※8 児童の権利に関する条約《子どもの権利条約》、こども基本法については、12ページを参照

※9 小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法についてまとめた学校・教職員向けの基本書

④保護者

- ・児童生徒の制服や「学校に着ていく服」に対する思いや考えを理解します。
- ・運用方針の検討プロセスを理解し、児童生徒や学校を側面から支援します。
- ・児童生徒の「学校に着ていく服」の主体的な選択を尊重して寄り添います。

⑤地 域

- ・「学校に着ていく服」に関する学校の取組を理解し、尊重します。
- ・児童生徒の「学校に着ていく服」の主体的な選択を尊重して見守ります。

⑥事業者

- ・「学校に着ていく服」に関する学校の取組を理解し、尊重します。
- ・制服を購入・提供する場において、児童生徒や保護者に対し「学校に着ていく服」の理念や方向性に沿った対応に努めます。

⑦市教育委員会

- ・本ガイドラインを活用し、「学校に着ていく服」の理解啓発を図ります。
- ・教職員に対する人権教育の充実を図ります。
- ・各学校での検討が円滑に進むよう運用方針検討のためのマニュアルを整備します。
- ・各学校の状況を把握し、必要に応じた助言を行います。
- ・「学校に着ていく服」の選択肢を増やす取組を検討し実施します。

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)

- ✓ 子供の基本的人権を国際的に保障するために定められたもの。
- ✓ 日本は平成2年にこの条約に署名、平成6年に批准、効力が生じている。
- ✓ 18歳未満の全ての者を権利の主体として位置付け、大人と同様にひとりの人間としても様々な権利を認めると同時に、成長の過程にあって保護や配慮が必要な子供ならではの権利も定めている。
- ✓ 条約に定められた4つの原則は、あらゆる子供の権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切であるとされている。

《児童の権利に関する条約のいわゆる4つの原則》※日本ユニセフ協会HPより抜粋

【生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)】

- ・すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

【子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)】

- ・子どもに関することが決められ、行われるときは、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

【子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)】

- ・子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達にに応じて十分に考慮します。

【差別の禁止(差別のないこと)】

- ・すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

児童の権利に関する条約
(日本ユニセフ協会HP)



こども基本法(2023年4月施行)

- ✓ 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもや若者が将来にわたって自分らしく幸せな生活ができる社会を実現するために定められた法律。
- ✓ 6つの基本理念に基づき、国や地方自治体がこどもや若者の意見を聞きながら「こども施策(こどもや若者に関する取組)」を実施する。

《6つの基本理念》※こども家庭庁パンフレットより抜粋

- 1.すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- 2.すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- 3.年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること
- 4.すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること
- 5.子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること
- 6.家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

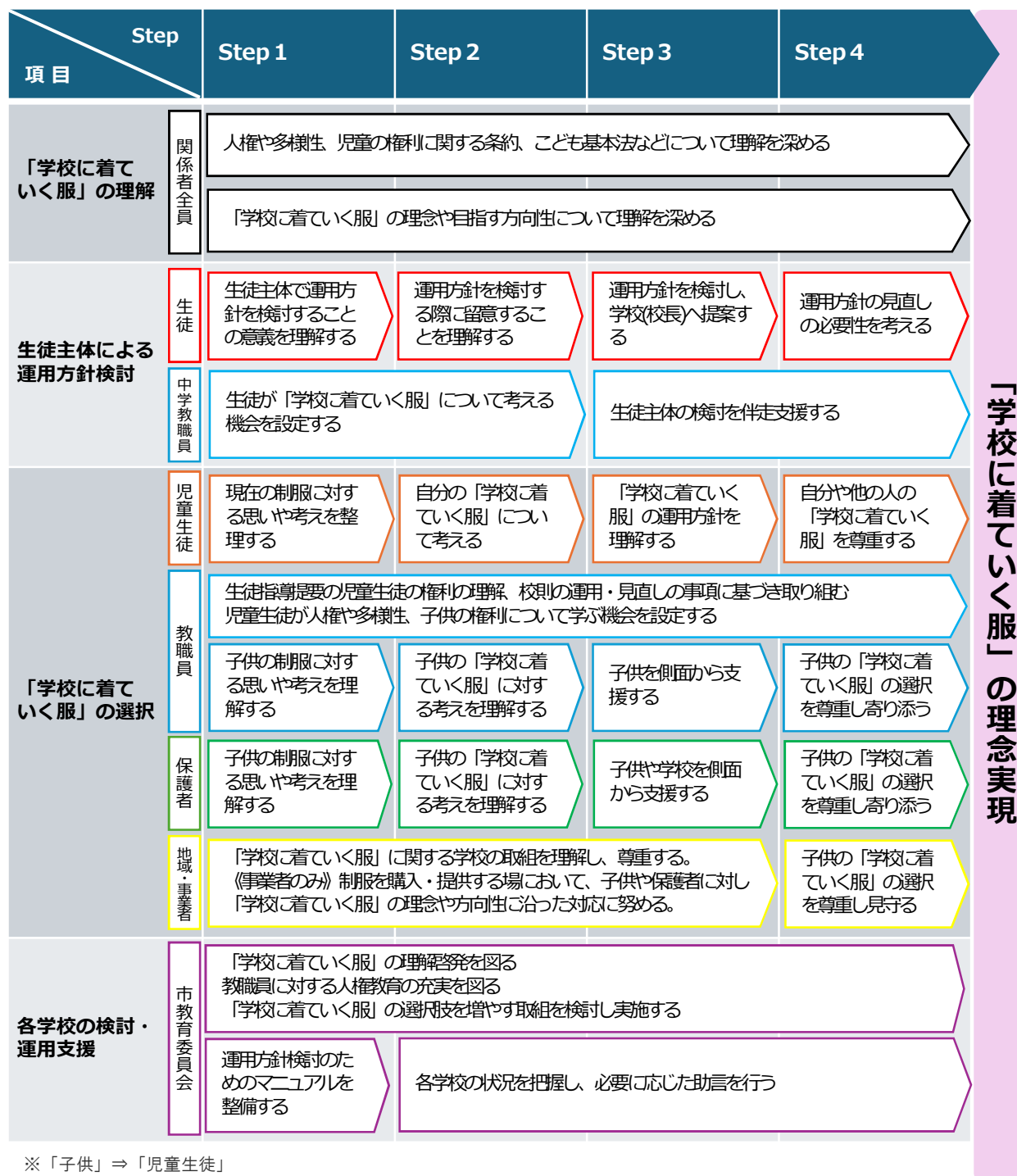
こども基本法
(こども家庭庁HP)



(2) ロードマップ

関係者に求められる役割を4つの項目・Step(段階)で整理しました。

関係者が一体となって役割を果たしていくことによって、「学校に着ていく服」の理念実現につながります。



「学校に着ていく服」の理念実現

6 「学校に着ていく服」に関するQ & A

Q. 「学校に着ていく服」とは何ですか？制服と何が違うのですか？

A. 「学校に着ていく服」は「生徒が登下校や教育活動の場において着用する服装」です。制服も「学校に着ていく服」の選択肢の一つとなります。

Q. 制服を着られない・着たくない人のために、制服を変える・なくすのですか？

A. 制服を変える(プレザータイプにする)、制服をなくして私服にするということを求めているものではありません。今の学校の制服で満足している・好きだから変えてほしくないという生徒もいます。制服に不満や不安がある一部の生徒への配慮ではなく、全ての生徒が安心して学校生活を送るための服装について生徒が中心となって話し合ったうえで、登下校や教育活動で着用する服装の幅を広げようというものです。

Q. 対象となるのは服装だけですか？

A. 「学校に着ていく服」としてありますが、靴や靴下、通学バッグなどを含めて検討することを妨げるものではありません。学校の状況や生徒・保護者のニーズによって変わるものと考えます。

Q. 学校ごとに運用方針を決めると、差が出るのではないですか？

A. 生徒一人一人の服装に対する思いや考えは異なるため、各学校の運用方針にも違いが出るものと考えます。生徒や教職員が「学校に着ていく服」を正しく理解した上で検討を進めることができるよう、本ガイドラインの周知を図るとともに、運用方針検討のためのマニュアルを示し、先行事例の共有や助言を行います。

Q. 「学校に着ていく服」で私服をOKにすると、服装に差が出たり乱れたりするのでは？

A. 運用方針で「学校に着ていく服」として取り入れる服装の種類や範囲、着用のきまりなどを定め、それに基づき生徒個々に服装を選択することとなります。登下校の際に制服やジャージ以外の服装を目にする場面もあるかと思いますが、「学校に着ていく服」の理念や基本的な方向性を理解いただき、生徒の主体的な選択を温かく見守っていただくようお願いします。

Q. いつから「学校に着ていく服」に代わるのですか？

A. 各学校の状況により異なりますが、スケジュール感は以下のとおりです。運用方針の検討状況については、学校から保護者や地域の皆さんに随時お知らせするとともに、「学校に着ていく服」の運用を開始するにあたっては、十分な周知期間を設けるようにします。

令和8年度	令和9年度	令和10年度
ガイドラインの周知 運用方針検討マニュアル の整備	各学校での運用方針検討 ※検討期間は学校によって異なる	各学校での運用開始 ※開始時期は学校によって異なる

浜松市立中学校における「学校に着ていく服」ガイドライン
2026年〇月

浜松市教育委員会 教育総務課

浜松市中央区中央1丁目2番1号 イーステージ浜松オフィス棟6階

電話 053-457-2401

E-mail k-kikaku@city.hamamatsu-szo.ed.jp